

社援地発 0718 第 1 号
国住備第 67 号
国住心第 69 号
令和 7 年 7 月 18 日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市 住宅担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
国土交通省住宅局住宅総合整備課長
安心居住推進課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」の一部改正について

令和 6 年 6 月に成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）については、本年 10 月 1 日から施行される。改正住宅セーフティネット法により、居住支援法人等が入居者のニーズに応じて、安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）の認定制度の創設等の改正が行われた。また、これに伴い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）については、国土交通省・厚生労働省の共管となったことを踏まえ、住宅施策と福祉施策がより一層連携して居住支援体制を整備していくことが重要である。

これを踏まえ、今般、「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」（令和 7 年 4 月 1 日付け社援地発 0401 第 22 号、国住備第 596 号、国住心第 372 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・安心居住推進課長連名通知。以下「通知」という。）の一部について別紙の新旧対照表のとおり生活困窮者自立支援制度と居住サポート住宅の連携について新たに示す等の改正を行い、本年 10 月 1 日から適用することとしたので、各自治体におかれては、改正住宅セーフティネット法による改正後の住宅セーフティネット法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局においては関係機関、関係団体等に、住宅担当部局においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。